

原議保存期間 10年
(平成25年12月31日まで保存)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁生企発第235号
平成15年7月28日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けていた者が欠格事由から回復した場合の取扱いについて

警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（以下「警備員指導教育責任者資格者等」という。）が、それぞれの欠格事由に該当することとなったため、返納命令に基づきそれぞれ警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）を返納した場合又は返納命令に基づかず自主的に返納した場合において、その後、当該警備員指導教育責任者資格者等であった者が欠格事由から回復し、再度、警備員指導教育責任者資格者証等の交付を求めた場合の取扱いについては、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 警備員指導教育責任者

(1) 警備員指導教育責任者資格者証の返納と講習の修了等の効果

警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の3第2項の規定により、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を修了した者等（以下「講習修了者等」という。）に対して行うこととされている。

ところで、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者（以下「資格者」という。）は、法第3条第1号から第6号までに掲げる者のいずれかに該当するに至ること等により、法第11条の3第6項の規定による資格者証の返納命令を受けるとなるが、当該命令に基づき資格者証を返納したとしても、講習修了の効果の存続する期間（講習修了証明書の有効期間）等については、法及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）において特段の規定が置かれておらず、資格者証の返納は、講習修了の効果等に影響を及ぼすものではない。

また、資格者証の交付は、講習修了者等の申請に基づくものである以上、その意思により資格者証の返納を行うことは可能であると解されるが、資格者が、資格者証を自分の意思に基づき返納したとしても、返納命令により資格者証を返納

した場合と同様、講習修了の効果等に影響を及ぼすものではない。

したがって、かつて資格者であった者は、資格者証の返納の命令を受けて当該資格者証を返納した場合であるか、資格者証を自主的に返納した場合であるかを問わず、講習修了者等に該当すると解される。

(2) 資格者証の交付の申請方法

資格者証の返納の命令を受けて当該資格者証を返納した場合であるか、資格者証を自主的に返納した場合であるかを問わず、資格者証の返納により当該資格者証の効力は消失することから、現に法第11条の3第3項各号のいずれかに該当する者でない場合には、同条第5項の規定による再交付申請ではなく、同条第2項の規定による、新たな資格者証の交付申請を行うことが必要であると解される。

(3) 警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付

講習修了者が資格者証の交付を申請する場合には、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第30条第3項の規定により、法第11条の3第2項第1号に掲げる者に該当することを証する書面の添付が義務付けられ、「警備業法等の解釈及び運用について」（昭和58年1月12日付け警察庁丙防発第1号）により、当該書面は、講習規則第4条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）とされているところ、修了証明書は、返納に係る資格者証の交付申請書に添付して提出していることから、講習規則第4条第2項の規定に基づき、当該修了証明書の再交付申請を行う必要がある。

なお、同項は、修了証明書を「亡失」又は「滅失」したときに、「再交付を受けられる」としているが、修了証明書を失った場合に、修了証明書の再交付を可能とすることにより、講習修了者の講習修了の効果が存続していることを証明しようとするものである。したがって、返納に係る資格者証の交付申請書に修了証明書を添付して提出したため、修了証明書が手元に存在しない場合についても、講習修了の効果が存続している限り、当該講習修了者の申請に基づき、修了証明書を再交付することが可能であると解される。

2 機械警備業務管理者

前記1(1)から(3)までに準じて取り扱うこととする。